

## 所得税寄附金控除の所得控除と税額控除の還付金額の目安表

例えば、課税所得金額300万円の給与所得者が5万円を寄附いただいた場合、一般寄附(所得控除)では4,800円、**修学支援基金への寄附(税額控除)では19,200円**が確定申告によって還付されます。  
 なお、その他の課税の条件により実際の還付額は異なります。

(単位:円)

課税所得額(年間)	寄附の種類	税制	寄附金額(年間)							
			1万円	3万円	5万円	10万円	20万円	30万円	50万円	100万円
300万円	一般寄附	所得控除	800	2,800	4,800	9,800	19,800	29,800	49,800	99,800
	修学基金	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	50,625	50,625	50,625	50,625
400万円	一般寄附	所得控除	1,600	5,600	9,600	19,600	39,600	59,600	99,600	199,600
	修学基金	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	93,125	93,125	93,125
500万円	一般寄附	所得控除	1,600	5,600	9,600	19,600	39,600	59,600	99,600	199,600
	修学基金	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	143,125	143,125
600万円	一般寄附	所得控除	1,600	5,600	9,600	19,600	39,600	59,600	99,600	199,600
	修学基金	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	193,125	193,125
700万円	一般寄附	所得控除	1,840	6,440	11,040	22,540	45,540	68,540	114,540	229,540
	修学基金	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	199,200	243,500
800万円	一般寄附	所得控除	1,840	6,440	11,040	22,540	45,540	68,540	114,540	229,540
	修学基金	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	199,200	301,000
900万円	一般寄附	所得控除	2,640	9,240	15,840	32,340	65,340	98,340	164,340	329,340
	修学基金	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	199,200	358,500
1000万円	一般寄附	所得控除	2,640	9,240	15,840	32,340	65,340	98,340	164,340	329,340
	修学基金	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	199,200	399,200
1500万円	一般寄附	所得控除	2,640	9,240	15,840	32,340	65,340	98,340	164,340	329,340
	修学基金	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	199,200	399,200

※その年の所得が給与所得のみであった場合の課税所得金額を前提としています。

※表内の還付金額は、給与所得者が年末調整後に確定申告した場合で、当機構にのみご寄附いただいた場合を前提としています。

※課税所得金額とは、給与所得金額(給与収入金額－給与所得控除額)から基礎控除、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、生命保険料控除、損害保険料控除等の所得控除額の合計を差引いた金額です。

※控除の対象となる寄附金額は、給与所得金額(総所得金額)の40%が上限です。また、税額控除の場合、控除できる税額は所得税額の25%が上限となります。

※所得税の税率は、令和4年4月1日現在の法令等によります。